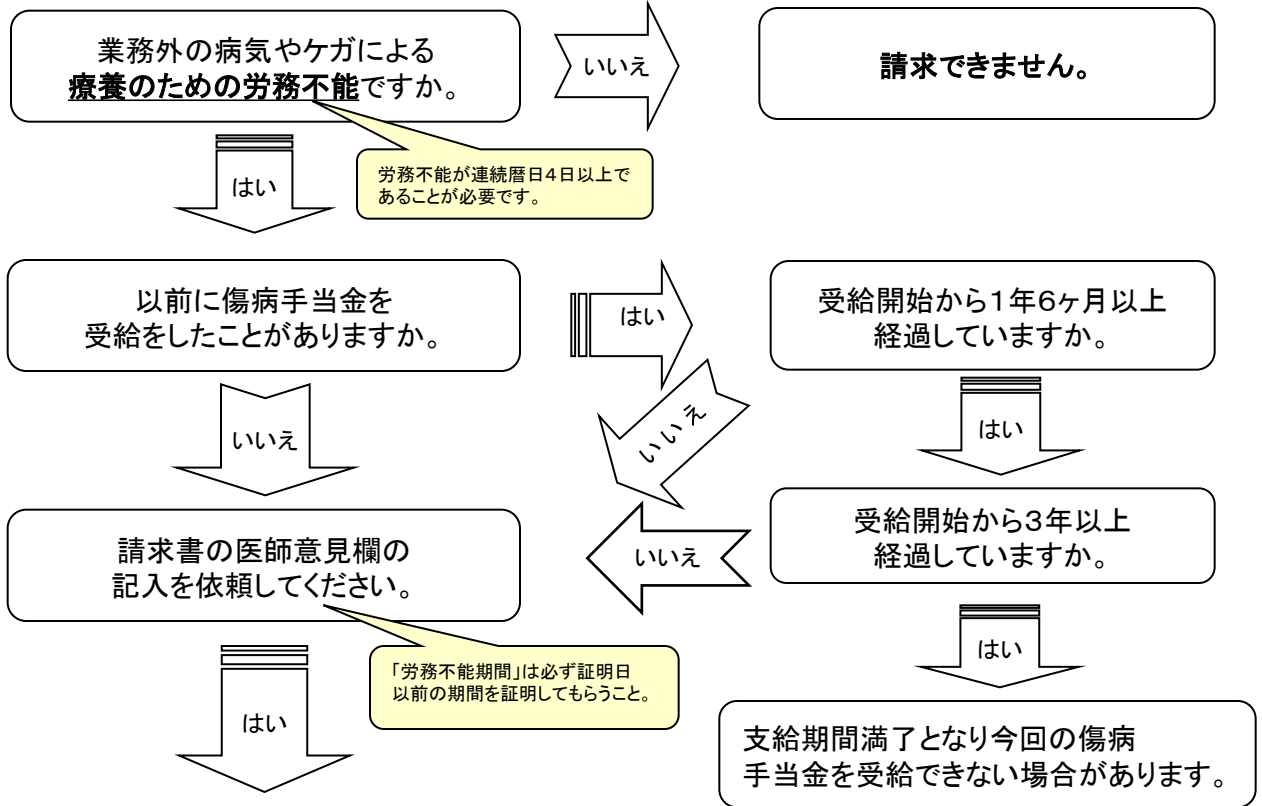


傷病手当金・傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金を申請される方へ

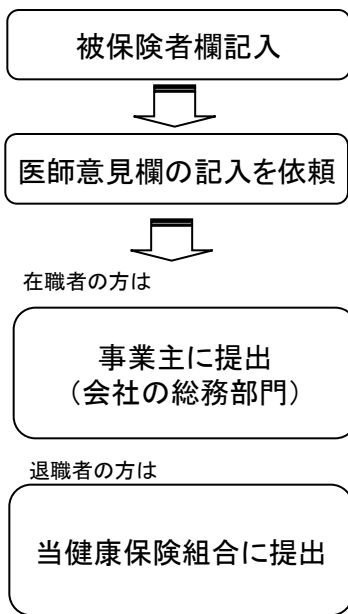
1. 下記の事項をよくお読みになってから申請してください。



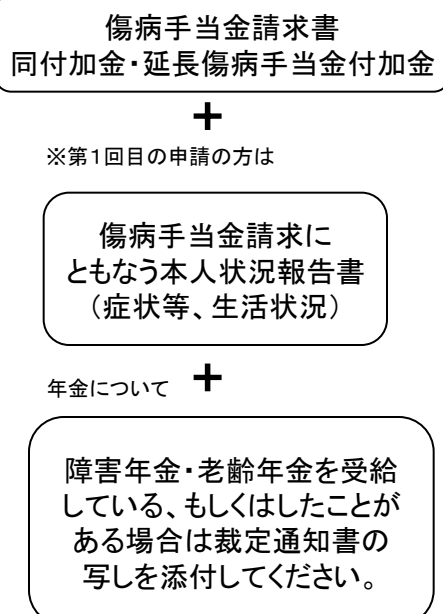
申請手続きをしてください。

- ・在職者の方は請求書を事業主[NECマネジメントパートナーに社会保険業務を委託している会社にお勤めの方は同社人事サービス事業部へ、それ以外はお勤めの会社の総務人事部門]に提出してください。出向者は出向元会社がお勤め会社となります。
- ・退職者の方は請求書を当健康保険組合まで直接、提出してください。

2. 申請の手順



3. 必要書類



4. 注意事項

- ・申請された傷病手当金は、当組合が受付をした翌月に支給しますが、健康保険法にもとづいた審査等のために日数がかかることがあります。(当組合受付締切日 毎月25日 休日等により早まる場合もあります)(事業主の締切日は直接、会社の総務部門等にお問い合わせください)
- ・申請されましても健康保険法および当組規約の支給基準を満たしていない場合は給付できません。
- ・交通事故、第三者行為、通勤途上災害、労災での申請はできません。

支給の条件、支給期間、支給額についての詳細はホームページをご確認ください。